

ケアマネジメントにおける生活者主体の意向確認のあり方

ー先行研究の整理に基づいた意向確認の枠組みの検討ー

○ 沖縄大学 玉木千賀子 (6065)

[キーワード] 意向確認, ケアマネジメント, 生活者主体

1. 研究目的

ソーシャルワークは、個人の尊厳を実践の専門性を規定する重要な価値のひとつとして位置づけている。ところが、その意味を問うことや実践への関連性についての論究には、必ずしも十分な関心が向けられてこなかったという指摘がなされている。個人の尊厳には、尊厳を自らのものとする力が人びとには求められ、その実現を支援するソーシャルワークには、人びとの価値観や生活様式の多様化、社会システムの複雑化等、環境の側が個人に及ぼす影響を丁寧に捉えたソーシャルワークの機能の発揮が求められる。さらに、ソーシャルワークの実践者が人びとの利益に適うものとして認識し、実践している援助関係の実態が、目指すべき価値基盤から乖離するという状況も生じかねない。そのため、ソーシャルワーク実践の場で用いられる機能をソーシャルワークの価値に内包される意味と結びつけ、ソーシャルワークの価値の実現のあり方をみていくことが、ソーシャルワークの固有性や活動の意義を明確にするために必要であると考えられる。

発表者はソーシャルワークの支援を必要としている人がもつ生活に関する意向の尊重が個人の尊厳の具現化のひとつであると捉えて、意向確認のあり方に関する研究に取り組んでいる。個人の尊厳は、社会福祉制度改革に伴う社会福祉法の制定では、制度・サービスの提供の理念とされ、その利用者の意思の尊重と福祉サービスを必要とする人びとの地域社会での生活支援が位置づけられた。しかし、契約によるサービスの提供や法律に基づき厳格に対象を規定する支援システムでは、ニーズの表出やその確認が困難なバルネラビリティな状態にある人への対応は困難であることから、そのような状況にある人びとを発見して意向を確認し、支援に結びつけることが重要な課題となっている。

ソーシャルワークの支援を必要とする人の意向の表出、支援者による意向の確認は、支援を必要とする人の個人特性、それを取り巻く人びとや地域社会・社会制度、支援者の意識や力量、支援者を取り巻く環境等の影響を受ける。個人の尊厳をソーシャルワークの価値として位置づけるのであれば、それらの要因によって意向の確認に困難が生じる場合であっても、その人の意向が尊重されるようなソーシャルワーク実践のあり方を検討することが必要ではないだろうか。

このような問題意識に基づき、本研究では、自らの意向を表出することが困難な人の意向確認のあり方を、ソーシャルワークの一方法であるケアマネジメントに焦点化して検討

することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

ソーシャルワークの支援を必要とする人の意向確認に言及している先行研究から、意向確認（支援を必要とする人の側からみた場合には意向表出）に影響を与える要因を意向の確認をおこなう専門職の側、意向を表出するソーシャルワークの支援を必要とする人の側に分類し、その分類方法や抽出された要因等に関して、バルネラビリティの状況にある人びとに対する理解とその支援、アクセシビリティのあり方に関連づけて検討する。

3. 倫理的配慮

文献調査における先行研究の検討、他説の引用等の取り扱いについては、日本社会福祉学会研究倫理指針の遵守義務および引用の指針に関する内容に基づいておこなう。

4. 研究結果

研究の結果、意向確認をおこなう専門職の側の個人的・環境的要因は、実践の価値、知識・技術、支援を必要とする人との相互作用、支援に影響を与えるシステムとの相互作用等に分類され、ソーシャルワークの支援を必要とする人の側の個人的・環境的要因は、心身の機能、心理・嗜好・価値観、意向表出のための資源、家族・地域、文化・社会的状況等に分類された。また、支援を必要とする人の意向表出に関係する資源は、意向確認をおこなう専門職が有する環境的要因と一致する傾向がみられた。さらに、ソーシャルワークの支援を必要とする人と支援をおこなう専門職の両者がそれぞれの環境との関係性において生じる意向表出・意向確認に影響を与える要因は、定型的・静態的（地理的性格、物理的環境、読み書きの工夫等）、非定型的・動態的（選ぶ行為の経験、快・不快への着眼、変容する意向等）な性格のものに区分された。

5. 考察

意向確認のあり方は、ソーシャルワークの支援を必要とする人の理解のしかたによって異なってくる。社会福祉基礎改革以降、福祉サービスの利用・提供は、支援者と被支援者の対等な関係が重視され、選択と契約によるサービスの提供が主流とされてきた。ソーシャルワークにおいても、バイステックの援助関係形成のための原則やパルマンの問題解決アプローチの考えを基盤とした、援助契約に基づくカウンセリング的な面接技法を用いることができる人びとを想定した支援に重点がおかれてきたのではないだろうか。ソーシャルワーク実践の場では、通常つまり契約に基づく支援から逸脱する人びとを「支援困難」「支援拒否」と捉える向きがある。しかし、このような人びとこそ、社会構造の変化、格差や不平、それらによる社会生活の困難等によって生じた、環境からの負の影響を受けやすく傷つきやすさをもつバルネラビリティの状態にある人であり、ソーシャルワークの支援を必要とする人として明確に位置づけ、意向表出のしやすさへの支援と意向確認あり方をふまえたソーシャルワーク実践を考えていく必要がある。